

## 「電波利用料制度の見直し」について

法令対策委員会

電波利用料制度の見直し等を内容とする電波法の改正が 10 月 26 日の参議院本会議で可決され成立しました。同改正は 11 月 2 日に公布され、施行日は一部の規定を除き、政令で 12 月 1 日と定められました。

電波利用料制度は 3 年ごとに見直すこととしており、平成 17 年度はこの見直し時期にあたり、有限希少な資源である電波の有効利用を一層図り、電波をいつでもどこでも利用できる環境を整備すべく、電波の経済的価値を勘案した料額の導入及び電波利用料の用途の見直しを行うために、電波法が改正されました。

以下に、法令改正の「あらまし」をお知らせします。なお、詳細は総務省電波利用ホームページをご覧ください。( <http://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/index.htm> )

### 1. 法令改正のあらまし

- (1) 免許人等が電波利用料として無線局ごとに国に納めなければならない金額について、無線局の区分に応じ、使用する電波の周波数帯及び周波数の幅、空中線電力、無線局の設置場所等に従って細分して定めることとし、料金の改定が行われた。(第 103 条の 2 第 1 項及び別表第 6 関係)
- (2) (1)によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が指定する 3,000MHz 以下の周波数の電波(以下「広域専用電波」という。)を使用する免許人は、電波利用料として、毎年 10 月 1 日から始まる 1 年の期間について、当該免許人が使用する広域専用電波の周波数の幅等を勘案して算定される金額を国に納めなければならないこととした。(第 103 条の 2 第 2 項及び別表第 7 関係)
- (3) 広域専用電波を使用する包括免許人が電波利用料として無線局ごとに国に納めなければならない金額を定める等することとした。(第 103 条の 2 第 5 項及び第 6 項関係)
- (4) 包括免許人等に係わる電波利用料の料額について、包括免許等の日等から始まる各 1 年の期間において当該包括免許人等に係る特定無線局等の数が増加した場合における当該増加分の算定の合理化を図るための所要の措置を講ずることとした。(第 103 条の 2 第 6 項関係)
- (5) 周波数割当計画において使用する電波の周波数に使用の期限が定められている無線局であって、2 年以内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた免許人等が国に納めなければならない電波利用料の料額を 2 分の 1 に減額する等の所要の特例措置を設けることとした。(第 103 条の 2 第 13 項関係)
- (6) 次に掲げる事務に要する費用を電波利用共益費用の例示に追加することとした。(第 103 条の 2 第 4 項関係)
  - (一) 電波のより能率的な利用に資する技術としておおむね 5 年以内に開発すべき技術に関する研究開発
  - (二) 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を使用することが困難な地域においてその利用を可能とするため、必要最小の空中線電力により当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送路設備の整備のための補助金の交付
- (7) この法律の施行日は、一部の規定を除き、政令第 343 号(H17.11.16)で平成 17 年 12 月 1

日と制定された。

- (8) この改正電波法案は、平成 17 年 10 月から施行を目指し通常国会に提出されたが先般の衆議院解散により第 163 回特別国会に再提出され可決成立したため、平成 17 年 11 月 2 日(官報 号外第 247 号)に公布され、同年 12 月 1 日から施行となった。

このため、改正内容は平成 17 年 10 月 1 日を基準日として電波利用料額を定めていることから、改正電波法附則第 4 条の規定により、平成 17 年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間に免許等又は応当日を迎えた無線局も新電波利用料額の対象とした。

改正電波法附則第 4 条の概要

平成 17 年 10 月 1 日から施行日の前日(11 月 30 日)までの間に、免許等を受けた無線局又は応当日が到来した無線局の免許人等は、新料額から旧料額を控除した金額を国に納めなければならない。

注：応当日とは、免許等を受けその後毎年その免許日等に相当する日

2. 海上関係電波利用料・新旧対照表(第 103 条の 2 第 1 項別表第 6)

無線局の区分			無線局の種別	(新)料額	(旧)料額
移動の有無等	使用する電波の周波数帯	使用する電波の周波数の幅等			
移動する無線局	3GHz 以下のもの	航空機局又は船舶局	船舶局 (3GHz、9GHz レーダーを含む) 特定船舶局 (3GHz、9GHz レーダーを含む)	600 円	600 円
		使用する電波の周波数の幅が 6MHz 以下のもの(航空機局又は船舶局以外のもの)	遭難自動通報局 (EPIRB、SART を含む。) 無線標定移動局(ラジオブイ) 携帯局(マリンホーン)	600 円	600 円
	6GHz を超えるもの	無線航行移動局 (3GHz、9GHz レーダー、EPIRB、SART を含む。)	600 円	600 円	
移動しない無線局(通信の相手方が移動する局)	3GHz 以下のもの	空中線電力が 0.01W を超えるもの	海岸局 携帯基地局(マリンホーン)	7,900 円	5,500 円
		自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であって、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの	船舶地球局 携帯移動地球局 (Nスター、イリジウム等)	3,300 円	2,200 円
その他の無線局	6GHz を超えるもの		無線標定陸上局 (漁場監視レーダー等)	18,300 円	16,300 円